

年会費・月度会費の納付方法の変更について

平成25年度からの、年会費(入会金)・月度会費(基本3か月分)の徴収方法について、以下のように変更いたします。会費の徴収方法の明確化と、会計の負担軽減のため皆様のご協力をお願いいたします。

1. 納付方法の変更内容

	従来の徴収方法		新しい徴収方法	
年会費	継続会員	年度初め(3月以降)に1000円納付	継続会員	年度初め(3月に限定)に徴収 (途中入会は、新規入会扱いとする)
	新規会員	入会時に1000円納付	新規会員	入会時に徴収 (3・6・9・12月に限り入会可)
月度会費	継続会員	3・6・9・12月に3000円(3か月分) ・ただし、1日も参加できない月は免除 ・1月単位の納付可	継続会員	3・6・9・12月に3000円(3か月分) ・3か月分一括納付(途中復帰時も3か月分納付) (3か月の不参加時は免除可)
	新規会員	3・6・9・12月に3000円(3か月分) 途中月の入会は月割りで徴収。 初めて協会に参加希望の方につき、「お試し」 として、1回のみ、無料体験可とする	新規会員	3・6・9・12月に3000円(3か月分) 途中月の入会は3か月分納付すればOK。 初めて協会に参加希望の方につき、「お試し」 として、1回のみ、無料体験可とする
一括納付特典	設定なし		年会費+月度会費1年分一括納付時は、1000円キャッシュバック	

2. 実施時期 : 平成25年3月1日～

問い合わせ先: 高浜テニス協会理事会
会計担当: 桜井・山田・松井